

奈良県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十年五月奈良県告示第八十三号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年七月一日

奈良県知事 荒井正吾





東吉野村鷺家（〇一六）土石流警戒

次の平面図のと  
おり

奈良県宇陀土木事務所  
及び東吉野村役場地域

区域

振興課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。